

大口町告示第24号

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後から農業経営が確立できるよう、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「総合支援事業実施要綱」という。）別表1のイに掲げる農業次世代人材投資事業（経営開始型）別記1の第5に定める要件を満たす新規就農者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）及び総合支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者及び補助額）

第2条 補助金の対象とする事業は、総合支援事業実施要綱別記1第2の2に定める事業とし、補助対象及び補助額は次のとおりとする。

補助金の種類	補助対象者	補助額
農業次世代人材投資資金 （経営開始型）	経営開始直後の新規就農者 （最長5年間）	交付期間1年につき、150万円以内 （ただし、総合支援事業実施要綱別記1第5の2の（2）の額）

（青年等就農計画等の承認）

第3条 農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料（様式第1）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）を作成し、町長が別に定める期日までに承認を申請しなければならない。なお、青年等就農計画等を作成するときは、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、

愛知県普及指導センター等の関係機関や第17条のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けるものとする。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、青年等就農計画等の内容を審査するとともに経営の開始及び定着を支援する必要について判定を行い、支援の必要があると認めるときは、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、青年等就農計画等承認通知書（様式第2）によりその旨を通知する。なお、審査においては、関係者等で面接等の実施に努めるとともに、必要な書類等を追加で求めることができる。
- 3 前項の承認を受けた事業主体が青年等就農計画等を変更する場合は、青年等就農計画と農業次世代投資資金申請追加資料（様式第1）により変更の承認を申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合はこの限りでない。
- 4 町長は、前項の申請があったときは、第2項の手続きに準じて承認する。

（交付の申請）

第4条 第3条第2項又は第4項の承認を受けた事業主体は、補助金交付申請書（様式第3）を、町長が別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内において速やかに補助金の交付を決定する。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

（決定の通知）

第6条 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第4）により、その決定内容（条件を付したときはその条件を含む）を事業主体に通知する。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該

通知を受けた日から15日以内に補助金の交付申請を取下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 交付対象者が行う実績報告は、第4条に規定する補助金の交付の申請をもってこれに替える。

(補助金の額の確定)

第9条 交付対象者から実績報告の提出があったときに、町長が行う補助金の額の確定は、第6条に規定する補助金の交付決定の通知をもってこれに替える。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付対象者は、速やかに補助金交付請求書(様式第5)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の請求書を受理したときには、速やかに補助金を交付する。

(補助金の中止の届出)

第11条 交付対象者が農業経営を中止しようとする場合は、中止届(様式第6)を町長に提出しなければならない。

(補助金の休止の届出)

第12条 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により農業経営を休止しようとする場合は、休止届(様式第7)を町長に提出しなければならない。

- 2 休止届を提出した交付対象者が農業経営を再開しようとする場合は、経営再開届(様式第8)を町長に提出しなければならない。

(補助金の停止)

第13条 町長は、交付対象者が総合支援事業実施要綱別記1第5の2の(3)の規定に該当する場合は、補助金の交付を停止する。

(補助金の返還)

第14条 町長は、交付対象者が総合支援事業実施要綱別記1第5の2の(4)の規定に該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(返還免除の申請)

第15条 交付対象者は、病気や災害等のやむを得ない事情により返還免除に該当する場合は、返還免除申請書（様式第9）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（就農状況報告等）

第16条 交付対象者は、交付期間中は、毎年7月末日まで及び1月末日までにその直前の6か月の就農状況を就農状況報告書（様式第10）により町長に提出しなければならない。また、交付期間の終了後5年間（同条第3項の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）は、毎年7月末日まで及び1月末日までにその直近6か月の作業日誌（様式第14）を町長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に居住地等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（様式第11）を町長に提出しなければならない。

3 交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届（様式第12）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（様式第13）を提出する。

4 交付対象者は、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（様式第15）を町長に提出する。

（サポート体制の整備）

第17条 町長は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」の各課題に対応できるよう、愛知県普及指導センター、愛知北農業協同組合、大口町農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。また、同体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者からなるサポートチームを選任し、交付対象者の上記課題の相談先を明確にするものとする。

2 サポートチームは、年2回交付対象者を訪問し、経営状況の把握及び諸課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録を取りまとめるものとする。

(交付対象者の中間評価)

第18条 町長は、交付対象者の交付期間2年目が終了した時点で、当該交付対象者の中間評価を実施する。

2 中間評価は、就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等を勘案し、原則として面接により行う。この場合において、第17条第1項に規定するサポートチーム、愛知県普及指導センター等の関係機関、指導農業士等の関係者で構成する評価会の意見を踏まえるものとする。

3 中間評価の評価区分は、A（良好）、B（やや不良）、C（不良）の3段階とする。

4 町長は、中間評価を実施したときは、次の表の左欄に掲げる評価に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる対応を、交付対象者に行う。

評価	対応
A	資金の交付を継続する。
B	サポートチームを中心とした重点指導の対象者として認定し、1年間、重点指導を行いつつ交付を継続し、再度、中間評価に準じた評価を行う。
C	資金の交付を中止する。

(補助金の経理及び帳簿等の保管)

第19条 交付対象者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入を記録しておかなければならない。

2 交付対象者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第20条 この要綱に基づく書類の提出は、大口町まちづくり部まちづくり推進課へ1部提出するものとする。

(その他必要事項)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第24号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1（第3条関係）

農業次世代人材投資資金申請追加資料

年 月 日

大口町長

住所  
[申請者] 氏名  
電話番号  
(生年月日 年 月 日： 歳)  
メールアドレス

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第3条の規定に基づき青年等就農（変更）計画等の承認を申請します。

なお、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第7の3の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名、捺印を添えて ※2）誓約します。

1 農業を始めようと思った理由

--

2 「人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等	<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている	

3 交付期間（経営開始型）

年 月 ~ 年 月
-----------

4 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ~ 年 月 日
---------------

5 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は 加入予定( 月) <input type="checkbox"/> 加入していない
--	---



生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)への加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
前年の世帯全体の所得 ※1	万円
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)	
<p>※本欄は町記入欄</p> <p>生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 ( <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 )</p> <p>【所見】</p>	

6 保証人 ※2

住所 氏名	印
住所 氏名	印

添付書類

- ・収支計画(別添1)
- ・履歴書(別添2)
- ・経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)
- ・経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類。  
(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど)
- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- ・通帳の写し
- ・離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)
- ・前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

※1 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

※2 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要

別添1

収支計画

			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農業 収入	(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
農業次世代人材投資資金*							
収入計①(資金を除く)							

			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農業 経営 費	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
支出計②							
【参考】設備投資 (内容, 金額)							
所得計①-②							

\*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

\*経営開始1年目は150万円。経営開始2年目以降は(350万円-前年の総所得)×3/5により得られた額。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

別添2

## 履 歴 書

1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	性 別	電 話 番 号
氏 名	印	昭和 年 月 日 平成 年 月 日		1. 男 2. 女	

2. 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3. 学歴等

	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
				年	月	
履 歴						
					年 月	免許・資格

様式第2（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

大 口 町 長

青年等就農計画等承認通知書

年 月 日付けの申請については、大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 交付対象期間等

(1) 交付対象期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）

ただし、農業経営を中止した場合や適切な農業経営を行っていない場合などには、資金の停止や返還が生じます。

(2) 交付対象期間の考え方

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）に基づき、青年等就農計画等どおり経営開始をしていること及び交付要件を全て満たした時点を確認の上、交付対象期間を決定しました。

2 今後の事務手続き

適切な時期に「補助金交付申請書（様式第3）」、「補助金交付請求書（様式第5）」及び「就農状況報告書（様式第10）」を提出していただきますようお願いいたします。

様式第3 (第4条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

大口町長

申請者  
住所  
氏名

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第4条の規定に基づき、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
前年の総所得 <sup>※1</sup> 農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く額 <sup>※2</sup> を記載	(ア) 円
今年の交付金額 <sup>※3、4</sup> 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円 - (ア)) × 3/5 で算出した額を記載 ただし、(ア) が 100万円未満の場合は150万円	(イ) 円
今回の交付申請額 <sup>※3</sup> 原則として(イ)の半額を記載	円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。

※3 1円未満は切捨てとする。

※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

(添付書類)

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- ・身分を証明する書面（マイナンバーカード（表面）、運転免許書、パスポート等の写し。（夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類））
- ・離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- ・税務署等の収受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）

※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）を要しない。

様式第4（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった 年度農業次世代人材投資資金  
（経営開始型）について下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| 1 事業名    | 農業次世代人材投資事業（経営開始型） |
| 2 補助金の種類 | 農業次世代人材投資資金（経営開始型） |
| 3 交付決定額  | 金 円                |
| 4 交付予定日  | 年 月 日              |

様式第5（第10条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

大口町長

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました農業次世代人材  
投資資金（経営開始型）について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名	
店舗名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(ふりがな)	
口座名義人	

様式第6（第11条関係）

中 止 届

年 月 日

大 口 町 長

住 所  
氏 名

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を中止しますので、大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第11条の規定に基づき中止届を提出します。

中 止 日	年 月 日
中止理由	



様式第7（第12条関係）

休 止 届

年 月 日

大 口 町 長

住 所  
氏 名

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を休止しますので、大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けたスケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

様式第8（第12条関係）

経営再開届

年 月 日

大口町長

住 所  
氏 名

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を再開しますので、大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第9（第15条関係）

返還免除申請書

年 月 日

大口町長

住 所  
氏 名

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第15条の規定に基づき、返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--

様式第10（第16条関係）

就農状況報告書

経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）  
年 月 日

大口町長

住 所  
氏 名

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第16条の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等	
合 計			
家 族 労 働 力	氏 名		年間農業従事日数
雇用労働力		(人・日)	

2. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)
	所有地		
	借入地		
	内訳 (平成 30 年度 以前に承認を 受けた交付対 象者のみ記入)	親族から	
第三者から			
作業受託	作目	作業内容	実績

3. 前年の総所得（資金を除く） \*1

	万円
--	----

4. 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

5. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

6. 報告対象期間における交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	参加した
<input type="checkbox"/>	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について

（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	加入している
<input type="checkbox"/>	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画並びに別紙様式第1の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。）

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等 （改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入）

添付書類\*2

- ・作業日誌の写し。（別添1）
- ・決算書及び所得証明書の写し。（7月の報告の際のみ添付する。）（別添2）
- ・通帳及び帳簿の写し

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類  
(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することができる。)
  - ・青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）
- \* 1 7月の報告の際のみ記入する。
  - \* 2 経営開始型の交付期間のみ添付する。

別添1

作業日誌 年 月分

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
		合 計

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。



別添2

決 算 書 ( 年)

			計 画 ○年目 a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 収 入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
農業次世代人材投資資金					
収入計①(資金を除く)					

		計 画 a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計②				
【参考】設備投資(内容, 金額)				
農業所得計③ = ① - ②				
農外所得④		所得合計③ + ④		

様式第 1 1 (第 1 6 条関係)

住 所 等 変 更 届

年 月 日

大 口 町 長

住 所  
氏 名

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他 ( )
変更後	氏名 住所 電話番号 その他 ( )

添付書類

- ・住民票の写し

様式第12（第16条関係）

就農中断届

年 月 日

大口町長

氏名

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第16条第3項の規定に基づき、就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

様式第13（第16条関係）

就農再開届

年 月 日

大口町長

氏名

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第16条第3項の規定に基づき、就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ~ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ~ 年 月 日

様式第14（第16条関係）

作業日誌（独立・自営就農）  
交付終了後○年目 前半・後半（○～○月分）

年 月 日

大口町長

氏名

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第16条の規定に基づき、作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
	合 計	

添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）

※上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

様式第15（第16条関係）

## 離農届

年 月 日

大口町長

氏名

農業経営を中止し、離農しますので、大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱第16条第4項の規定に基づき、離農届を提出します。

※下線部は、経営開始型の交付期間及び同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。

離農日	年 月 日
-----	-------

### 添付書類

- ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等）
- ・雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、社会保険資格喪失証明書等）